

建設省厚発第 20 号
平成 6 年 1 月 18 日

最終改正 令和 5 年 12 月 27 日 国官会第 19132 号
国官技第 273 号
国営計第 129 号
国営整第 155 号
国北予第 14 号

各地方整備局総務部長 殿

国土交通省大臣官房地方課長

会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格
の取扱いについて

工事請負業者選定事務処理要領（昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 76 号。以下「選定要領」という。）第 7 第 1 項の規定により一般競争参加資格があると認定した者であって、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）の一般競争参加資格（選定要領第 15 の規定に基づき当該資格と同一に定められた指名競争参加資格を含む。以下同じ。）については、下記により取り扱われたく、命により通達する。

なお、この通達の施行日以前に会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格についても、この通達に定めるところにより取り扱うことができるので念のため申し添える。

記

1 手続の公示等

地方支分部局の長（以下「部局長」という。）は、更生手続開始決定者の一般競争参加資格について再度の一般競争資格審査（以下「再審査」という。）を行う場合の手続を 2 以下に従い、この通達の施行後速やかに定めるとともに、一般競争資格審査の定期審査及び随時審査に係る申請等に関する公示をする際に併せて、当該手続の概要及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 更生手続開始決定者は、再審査の申請を行うことができること
- (2) 更生手続開始決定者は、再審査の申請を行わないときは、競争参加資格が確認されない場合があること

2 部局長への通知

更生手続開始決定者が再審査の申請（以下「再申請」という。）を行う場合は、事前に、現在の一般競争参加資格の資格申請書類等を提出した地方支分部局の長（以下「受付部局長」という。）に対して、別記様式第1号により再申請を行う旨及び再申請を希望する部局を通知させるものとする。

3 再申請の受付

(1) 受付部局長は、更生手続開始決定者から2の通知を受けた場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に再申請の受付を開始するものとし、その旨及び次に掲げる事項を更生手続開始決定者に別記様式第2号により通知するものとする。

なお、再申請の受付期間は2日間とする。

- ① 再申請の受付期間及び提出先
- ② 4に定める提出書類を提出する旨
- ③ 5に定めるヒアリングを行う旨、ヒアリング日時及び方法並びにヒアリングに際し参考となる資料を提出する旨

(2) 受付部局長は(1)の通知を行った場合には、その旨を更生手続開始決定者が再申請を希望している他の部局長（以下「他部局長」という。）に通知するものとする。

4 再申請の提出書類

(1) 受付部局長は、再申請をする者（以下「再申請者」という。）に対し、再申請を希望する部局分も含めて次に掲げる書類を提出させるものとする。書類は、原則として電子メールにより提出させるものとする。

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
- ② 営業所一覧表
- ③ 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の14別紙2及び別紙3に準ずるものをいう。）
- ④ 更正手続開始の決定書の写し
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書
- ⑥ 更生手続開始の決定の時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類
- ⑦ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権となり、更生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ

れ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

- (2) (1) の提出書類については、次に掲げるところにより作成させるものとする。
- ① 一般競争（指名競争）参加資格申請書については、貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として、記載させるものとする。
 - ② 営業所一覧表については、更生手続開始の決定時以降の時点において作成させるものとする。
 - ③ 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料については、貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として、記載させるものとする。
 - ④ 貸借対照表については、更生手続開始決定以降の時点を基に作成させるものとする。
 - ⑤ 損益計算書については、貸借対照表を作成する基となった時点までの1年間におけるものを作成させるものとする。

5 ヒアリング等

- (1) 受付部局長は、再申請者から次に掲げる事項についてヒアリングを行うものとし、ヒアリングに際し参考となる資料を4 (1) に掲げる書類とともに提出させるものとする。
- ① 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
 - ② 技術者の確保等工事の施工体制
 - ③ 下請業者、資材業者等との業務の協力状況
 - ④ 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
 - ⑤ 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
 - ⑥ 更生計画案作成の方針（更生計画認可の決定後においては更生計画の遂行状況）
 - ⑦ その他受付部局長が必要と認める事項
- (2) 受付部局長は、(1) のヒアリング結果を別記様式第3号に記載し、再申請者から提出された書類とともに他部局長へ送付するものとする。
- (3) 他部局長は、送付された書類及び(1) のヒアリング結果を速やかに審査した結果、必要があると認めるときは別途再申請者に対して質問等を行うことができるものとする。

6 再申請に係る一般競争資格審査

部局長は、次に掲げるところにより、再審査を行うものとする。

- (1) 選定要領第2第1号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。
- (2) (1) に掲げる者以外の者については、7により算定した総合点数を付与し、等級区分を設けている工事種別については等級及び当該等級における順位を付して

資格があると認定し、等級区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して資格があると認定するものとする。

7 経営事項評価点数及び技術評価点数の算定

(1) 部局長は、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）第2の規定に基づき経営事項評価点数及び技術評価点数を算定するものとする。

ただし、選定要領第2第2号イの客観的事項（共通事項）については、記4(2)③により貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として算定するものとする。

(2) 部局長が必要と認めるときは、5のヒアリング等の結果を勘案して、(1)により算定する経営事項評価点数及び技術評価点数について、当該経営事項評価点数及び技術評価点数のおおむね20%の範囲内の点数を減じて算定することができるものとする。

8 競争参加資格審査会

部局長は、再審査の予備審査を行うため競争参加資格審査会の会議を開くことができるものとする。

9 再審査の結果の通知等

部局長は、6による一般競争参加資格の認定を再申請を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に行うものとし、当該認定を行ったときは直ちに、一般競争参加資格認定通知書により、再申請者に必要な通知を行うものとする。

10 従前の資格の認定の取消し等

部局長は、6により一般競争参加資格の認定を行ったときは、直ちに、再申請者に係る従前の一般競争参加資格の認定を取り消すとともに、当該認定を取り消したときは、その旨を一般競争参加資格認定取消通知書により再申請者に通知するものとする。

11 一般競争参加資格の有効期間

6により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該一般競争参加資格が認定されたときから次期の定期の一般競争参加資格に基づく一般競争参加資格の認定のときまでとする。

12 報告

部局長は、6により一般競争参加資格の認定を行ったときは、認定後直ちに国土交通省大臣官房会計課長に報告するものとする。

13 その他

- (1) 更生手続開始決定者の再度の一般競争参加資格については、この通達に定めるもののほか、選定要領に定めるところによるものとする。
- (2) 更生手続開始決定者のうち再審査を受けた者については、再審査の結果に基づき、通常の有資格業者と同様の取扱いをするものとする。

14 施行日

この通達は、通達の日から施行する。

なお、次回の一般競争資格審査の随時審査に係る申請等に関する公示を行うまでの間の措置として、1に基づき再審査を行う場合の手続を定めた場合は、直ちに当該手続の概要並びに1（1）及び（2）に掲げる事項を公示するものとする。

別 記
様式第 1 号

(用紙A 4)

再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請希望通知書

○年○月○日

○○地方整備局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の決定を受けましたので、再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請を希望します。

（再度の申請を希望する部局名には○をつけて下さい）

東北地方整備局 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局

近畿地方整備局 中国地方整備局 四国地方整備局 九州地方整備局

官庁営繕部 国土技術政策総合研究所

再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請受付開始通知書

○年○月○日

○○○○○○○○○ 殿

○○地方整備局長

○年○月○日付けの再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請を行う旨の通知に対して下記のとおり受付を行うこととしたので、通知する。

記

1 受付期間及び提出先

- (1) 受付期間 ○年○月○日（ ）から○年○月○日（ ）まで午前○時から午後○時まで
- (2) 提出先 ○○地方整備局総務部契約課
TEL○○-○○○-○○○○
○○○○@○○○○

2 提出書類

申請の際に、次に掲げる書類を提出すること。ただし、書類は、原則として電子メールにより提出すること。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（「建設業に従事する職員の数」を追加記載したもの）
- (2) 営業所一覧表
- (3) 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 25 号の 14 別紙 2 及び別紙 3 に準ずるものをいう。）
- (4) 更生手続開始の決定書の写し
- (5) 貸借対照表及び損益計算書
- (6) 更生手続開始の決定の時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類
- (7) 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3）又は（その 3 の 3））又は更生計画が認可されていないため租税の納付ができないことを示す書類若しくは納税額について係争中であることを示す書類

3 ヒアリング

次に掲げる事項についてヒアリングを行うので、ヒアリングに際し参考となる資料を2の提出資料とともに提出すること。なお、ヒアリング日時及び方法は、受付の際に通知する。

- (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- (2) 技術者の確保等工事の施工体制
- (3) 下請業者、資財業者等との業務の協力状況
- (4) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- (5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- (6) 更生計画案作成の方針（更生計画認可の決定後においては更生計画の遂行状況）
- 〔(7) その他受付部局長が必要と認める事項〕

競争参加資格再審査ヒアリング結果総括表

日時：

出席者：

1. 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し		□妥当 □非妥当
①資本金の減資予定及び再資本金の出資者の見通し ②事業管財人及び出資者の見通しが無い場合の対応 ③今後の運転資金の調達方法 ④金融機関の協力体制 ⑤提出された貸借対照表の流動資産が長期債権に振り替えられているか。振り替えられている場合には会計原則の継続性の原則との関係はどのように考えているか。		
2. 技術者の確保等工事の施工体制		□妥当 □非妥当
①提出された体制表について、更生手続申請までと申請日以降の相違点は。 ②再開された工事の進捗状況は（各直轄工事毎及び他機関発注、民間発注）		
3. 下請業者、資材業者等との業者の協力状況		□妥当 □非妥当
①下請の協力関係、支払い関係は		
4. 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況		□妥当 □非妥当
①会社独自の人夫はいるのか。建設機械の保有状況は。また会社独自の特許はあるのか。 ②会社の現人員及び給与等の労働条件は。 ③再建計画中の受注についての見通しは。 ④更生手続申請以降の受注状況は。		

7. その他受付部局長が必要と認める事項

①会社更生の見通しについて、管財人の考えは。

※質問事項に対する更生手続開始決定者の回答内容を記入すること。

※複数枚にしても可。